二　信号の条件

1　信号による主搬送波の変調の型式は、振幅変調であり、かつ、変調レベルは、白レベル以上ペデスタルレベル以下であること。ただし、色信号副搬送波による変調レベルは、この限りでない。

2　最高変調周波数は、四・二MHz以下であること。

3　標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号）別図第二号の水平走査線番号の十七Hから二〇Hまで又は二八〇Hから二八三Hまでに重畳するものであること。

4　水平帰線消去期間には重畳しないものであること。

5　ゴースト除去基準信号を重畳する場合、水平走査期間番号の第十七H及び第二八〇Hに重畳する信号は、その重畳されているフィールド目から四フィールド目は、同じ波形となること。

6　1から5までに規定する条件のほか、一般家庭用のテレビジョン受信機及びテレビジョン多重受信機による放送の受信に支障を与えないものであること。

○総務省告示第二百六十二号

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第十条第八項に基づき、標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成七年郵政省告示第三百四十号（標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成

1　B1及びB2は、リファレンス信号とする。この場合において、B1は、「1」、B2は、「0」を出力するものとする。

2　B3及びB6からB11までの内容は、次に示すとおりとする。

番号	項　　目	出　力	
		0	1
B3	フルライン又はレターボックス（注1）	フルライン	レターボックス
B6	フィールドの種類（注2）	最初のフィールド	次のフィールド
B7	フレームの種類	基準フレーム	他のフレーム
B8	垂直時間解像度補強信号	無	有
B9	垂直解像度補強信号	無	有
B10	水平補強信号	無	有
B11	水平補強信号プリコーミング	無	有

注1　B3は、B8からB10までの出力において「1」を出力するものがある場合は、「1」を出力するものとする。

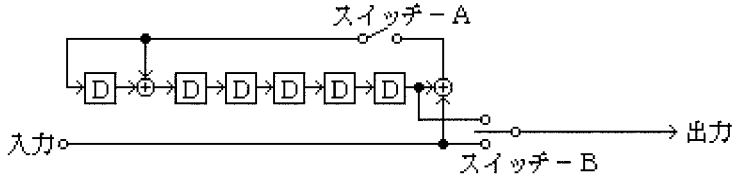
2　B6は、フィールドの種類として使用しないことができる。この場合において、出力は、「0」とする。

3　B4は、B3及びB5に対する偶数パリティを表すものとする。

4　B5及びB15からB17までは、未定義とする。この場合において、出力は、「0」とする。

5　B14の出力は、「0」とする。

6　B18からB23までは、誤り訂正符号とし、次に示す回路にB3からB17までの符号を入力して得られた2値の符号系列とする。



注1　Dは、1ビット遅延素子を表すものとする。

2　⊕は、排他的論理和の演算素子を表すものとする。

3　B3の符号を入力するとき、1ビット遅延素子の符号は、すべて「1」とする。

4　B3からB17までの符号を入力するとき、スイッチAは「オン」に、スイッチBは下側に接続し、上記入力終了後、スイッチAは「オフ」に、スイッチBは上側に接続するものとする。

7　B24の出力は、「0」とする。

8　B25からB27までは、確認用正弦波とする。

○総務省告示第二百六十三号

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）別表第三号の規定に基づき、標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成七年郵政省告示第三百四十一号（標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件

1　主画部相関

垂直補強信号副搬送波を搬送波抑圧振幅変調する信号は、主画部信号に対して低域通過特性の帯域制限を行い、垂直時間解像度補強信号に対応する位置について次式による処理を行って得られた信号（E_{out}）が乗じられて利得制御されているものとする。

$$E_{out}=\frac{1}{(0.25E_{in}+0.375)}$$

この場合において、

$$E_{in}=\frac{|A-B'|}{4}+\frac{|B'-C|}{4}$$

注1　B′は、主画部信号において、垂直時間解像度補強信号に対応する位置に対して1フィールド前のラインの輝度信号を表すものとする。

2　Aは、B′のラインが対応する水平走査期間から262H遅れた水平走査期間に対応するラインの輝度信号を表すものとする。

3　Cは、Aの次のラインの輝度信号を表すものとする。

4　低域通過特性の帯域制限は次のとおりとする。

0.8MHzにおいて、6dB未満の減衰

1.0MHzにおいて、6dB以上の減衰

5　得られたE_{out}の値が0.5以下となるときは、E_{out}の値は、0.5とする。

6　利得制限された信号の値は、ペデスタルレベルを0、映像信号の白レベルを＋100としたとき、上限及び下限が次のとおり制限されるものとする。

15以上のとき、15

－15以下のとき、－15